

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和5年8月16日(水) 午後1時30分～午後4時00分
袋井市役所 301会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | | | |
|------|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 出席委員 | 1番 | 松田 | 博久 | 2番 | 大庭 | 嘉則 |
| | 3番 | 永井 | 英男 | 4番 | 石黒 | 正幸 |
| | 5番 | 岩井 | 俊弘 | 6番 | 永田 | 勝美 |
| | 7番 | 西村 | 淳子 | 8番 | 村松 | 恵美子 |
| | 9番 | 金井 | 義人 | 10番 | 松本 | 芳廣 |
| | 11番 | 村松 | 保男 | 12番 | 加藤 | 元章 |
| | 13番 | 金原 | 純一郎 | 14番 | 渥美 | 敦子 |
| | 15番 | 松浦 | 重信 | 16番 | 安間 | 啓一 |
- 欠席委員

- 3 事務局
- | | |
|--------------|----|
| 産業部長 | 1人 |
| 農政課長 | 1人 |
| 参事兼農地利用係統括係長 | 1人 |
| 農地利用係長 | 1人 |
| 農地利用係主任 | 1人 |
| 農地利用係主事 | 1人 |

4 議 事

事務局 (鈴木) それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 それでは、ただいまから8月の総会を開会いたします。
最初に、協議事項日程の変更について、事務局の説明を求めます。

事務局 (鈴木) 先日、お送りいたしました議事日程の中に、
「議第35号 袋井市 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」をご協議いただくよう記載しておりましたが、重要な案件であり、委員の皆様にご検討いただく時間が必要ではないかとのご意見をいただきました。
事務局といたしましても、説明の直後にご採決では拙速であると判断いたしましたことから、
「差し替え」として配布いたしました議事日程に変更し、

本日は内容をご説明させていただき、ご質問を頂戴した後、次回の総会においてご協議いただきたいと存じます。

委員の皆様にご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたこととお詫びいたしますとともに、事務局も改めて慎重かつ適正な事務に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

会長

事務局から、日程変更の説明が終わりました。

それでは、新たな日程に基づき、総会を進めてまいります。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、
「3番永井英男委員」、「4番 石黒正幸委員」を指名いたします。

次に、日程第2、

「議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

今回、農地法3条の議案の2番～5番については、[]委員が関係する案件となっております。

農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められており、農業委員会の委員は、自己もしくは、関係法人に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されておりますので、[]委員については、退席していただきます。

([]委員退席)

事務局
(浜本)

議第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

木原[]、畑、[]m²
[]から[]への所有権移転になります。

【2】

浅羽一色[]、田、[]m²
[]から[]への所有権移転になります。

[]の貸付地につきましては、[]地内の農地を集团的な農地の一部として貸し付けております。

【3】

浅羽一色 []、田、 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

[] の貸付地につきましては、 [] 地内の農地を集团的な農地の一部として貸し付けております。

【4】

浅羽一色 []、田、 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

[] の貸付地につきましては、 [] 地内の農地を集团的な農地の一部として貸し付けております。

【5】

東同笠 []、田、 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

[] の貸付地につきましては、 [] 地内の農地を集团的な農地の一部として貸し付けております。

計5件、 [] m²でございます。

会長

担当農業委員から議案2番～5番の説明をお願いします。

金原委員

説明をいたします。

2番、3番、4番はほぼ同じ場所ですので、まとめて説明をさせていただきます。

場所は浅羽一色で、 [] 南方になります。

[] さん、 [] さん、 [] さんから [] への所有権移転の申請となります。3人は兄弟で、1枚となっている田を3分の1ずつ所有しております。いままで [] さんが耕作しておりましたが、3名とも手放したいということになり、 [] さんへの移転となりました。今まで通り、田として耕作するということです。

特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

安間委員

5番の説明をいたします。

場所は、東同笠 [] です。

[] の所有する農地を [] へ所有権移転する申請になります。

この場所は、国道150線バイパスの北側で、 [] の西側に

なります。以前から■■■■が耕作しております。■■■■は相続により、取得した農地で、今後も耕作しないので譲渡したいとのことです。

特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第30号の2番～5番については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。

よって議第30号の2番～5番については、承認することに決しました。

(■■■■委員入室)

会長

それでは、「議第30号 農地法第3条の1番」の案件についてを議題といたします。

担当農業委員の説明をお願いします。

大庭委員

1番の説明をいたします。

場所につきましては、蟹田川の東で木原■■■■
■■■■の北側です。

譲渡人につきましては、遠方に住んでおまして管理が難しいということで、今回、耕作しております■■■■さんへ譲渡する申請がございました。

■■■■さんは、■■■■水稻を営む農業者で■■■■耕作しております。7月16日に現地を確認したところさつまいもが植えられておりました。

周辺への農地の影響はなく、特に問題ないと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。

議第30号の1番の案件については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝ 異議なしの発言 ＝

ご異議なしと認めます。

よって議第30号の1番の案件については、承認することに決しました。

会長

次に「議第31号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

それでは、3ページをご覧ください。議第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

高尾■■■■■、畑、■■■㎡、につきましては、■■■■■が自己用住宅敷地拡張のため、転用申請するもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

以上、計1件、畑■■■㎡でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

＝ 担当農業委員説明 ＝

松田委員

1番の説明をいたします。

申請地は、高尾で■■■■■東側になります。

■■■■■さんの父が■■■■■新築した建物の一部に利用されております。

長年宅地として利用し、農地であることも農地転用の手続きが必要であることも知りませんでした。この度、始末書も提出されております。

今回は是正の申請となります。

排水は、北側の公共下水道へ流す計画となっております。

用途区域内農地で宅地に囲まれておりますので、周辺への影響はないと思われま。特段問題ないと思われま。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第31号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。

よって議第31号については、承認することに決しました。

次に「議第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

議第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】

豊沢 []、畑、[] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、事務所倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、[] 農用地区域から除外されており、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【2】

川井 []、畑、[] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【3】

鷺巣 []、田、[] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

また、申請地は [] 自己用住宅敷地のため、転用許可を受けておりましたが、今回、計画変更を行うものでございます。

【4】

広岡 []、畑、[] m²他1筆、計 [] m²につきましては、[] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、[] 農用地区域から除外されており、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【5】

国本 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から []
[] へ賃貸借により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当し、 [] までの一時転用となります。

【6】

国本 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から []
[] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「2分の1以内の拡張」の要件に該当します。

【7】

国本 []、田、 [] m²につきましては、 [] から []
[] へ所有権移転を行い、事業所敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、 [] で農用地区域から除外されており、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【8】

岡崎 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から []
[] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【9】

下山梨 []、田、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から []
[] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用の申請をするもので、申請地は、第二種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【10】

諸井 []、田、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から []
[] へ所有権贈与し、自己用住宅敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、 [] 農用地区域から除外されており、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「2分の1以内の拡張」の要件に該当します。

【11】

浅羽 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては

は、[] から [] へ、所有権移転し、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【12】

浅岡 [] の一部、畑、[] m²のうち [] m²につきましては、[] から [] へ賃貸借により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる青地農地に該当し、原則不許可となりますが、[] までの一時転用となります。

【13】

浅岡 []、田、[] m²につきましては、[] から [] へ、所有権移転し、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計13件、田、1,204.56m²、畑、4,866.01m²でございます。

会長 次に担当農業委員から説明をお願いします。

松田委員 1番の説明をいたします。
申請地は、豊沢 [] の北側になります。
現在、茶畑として利用しておりますが、譲受人が事務倉庫敷地として利用したいとの申請がありました。
排水は合併浄化槽を通じ、南側の道路側溝へ流す計画で、周辺への農地の影響もないと思われます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

大庭委員 2番の説明をいたします。
場所につきましては、東名 [] のところで、[] 東に入ったところです。
この件につきましては、[] から宅地分譲敷地としての申請になります。排水につきましては公共下水道へ、雨水につきましては、北側、南側に設置されたU字溝へ流す計画となっております。
特に問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

永井委員 3番の説明をいたします。
申請地は、鷺巣で東名高速道路の北側 [] になります。

■ 転用許可済地で、計画変更になります。

当時、許可を得た ■ さんが ■ お亡くなりになりまして、相続により取得した ■ さんが ■ さんに所有権移転をして、自己用住宅敷地にするための許可申請です。

■ さんの両親が申請地の隣に住んでおりまして、今後も介護が必要となってくることから実家の近くに住宅を建てたいということで申請がありました。

汚水は、合併浄化槽を通し道路側溝に流し、雨水も同様に流す計画です。特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

石黒委員

4 番から 7 番までを説明いたします。

最初に 4 番を説明いたします。

場所は、広岡 ■ になります。

■ が祖父から土地を借りまして、分家住宅を建築したいとの申請がありました。

この地域は温室が点在する地域で、特に周辺への農地に影響はないと思われます。

生活排水については、合併浄化槽を通じまして西側の U 字溝に流します。雨水については、道路側溝へ流します。

また、農地との境には、コンクリート造擁壁を設置いたします。

特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして 5 番を説明いたします。

申請地は、国本、■ になります。■ 北東になります。申請者の ■ が ■ 公共事業のため、仮設事務所、資材置場、仮駐車場としての転用申請がありました。

転用期間は、令和 5 年 8 月から令和 6 年 3 月までとなります。

雨水については、自然浸透になります。

特に問題ないと思ひます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、6 番の説明をいたします。

申請地は、国本 ■ になります。

場所は、同じく北原川で、■ 北の東名高速道路沿いの南になります。

申請者の ■ さんが中古住宅を購入しましたが、住宅敷地が狭く、駐車スペースがないということで隣接する ■ さんの農地を譲受しまして駐車スペースに利用したいとの申請がありました。

周りは住宅に囲まれており建物も建てれないことから、農地には影響は少ないと思われます。

農地の境にはブロックフェンスを設けます。

駐車場の雨水については自然浸透になります。
特に問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

7番の説明をいたします。

申請地は国本[]で、[]国道を挟んだ北側になります。

申請者の[]は、隣接する[]さんの農地を購入しまして、駐車場として利用したい申請がありました。

申請地は、[]と[]との間で周辺の農地に影響はないと思います。

雨水については、東側の道路の水路、北側のU字溝に流します。

特に問題ないと思います。

ご審議、よろしく願いいたします。

松本委員

8番の説明をいたします。

申請地は笠原[]で、[]の東側[]のところですか。

茶畑として利用されておりましたが、この度、[]土地に自己用住宅を建設したいとの申請がありました。

排水は、合併浄化槽を通じて南側側溝へ排水する計画であることから、周辺への農地の影響はないものと思われます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

村松委員

9番の説明をいたします。

申請地は[]南西に位置する農地になります。

申請者の[]さんは、現在アパートに住んでおり手狭となり、新たに住宅を探していたところ[]父所有の農地を借り受け、自己用住宅を建設する申請となりました。現在、農地は保安全管理されており、用途区域内で周辺は住宅に囲まれております。排水については、浄化槽を通じて南側の排水路に排水する計画となっており、周辺の農地に影響はないと思われます。

特段問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

加藤委員

10番の説明をいたします。

場所は、諸井[]の南西になります。

[]さんから[]さんへの所有権贈与の申請です。

[]さんは現在の住宅敷地に接続する[]㎡を贈与して住宅敷地の拡張に利用する申請です。

問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

続いて11番の説明をいたします。

場所は、浅羽[]の東側になります。

[]さんから[]さんへ所有権移転をして建売住宅2棟の建築する申請です。排水は公共下水道へ流します。

申請地の西側はほとんど住宅です。

問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

渥美委員

12番の説明をいたします。

申請地は、浅岡で[REDACTED]、[REDACTED]東側になります。

[REDACTED]は、[REDACTED]各種施設・建設工事等の事業を営んでおります。7月にも農地法第5条を申請されましたが、まだ資材置場敷地が不足していることから、[REDACTED]一時転用を申請されました。

雨水は自然浸透で問題ないと思われます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

金原委員

13番の説明をいたします。

申請地は、浅岡[REDACTED]の南になります。

[REDACTED]さんから[REDACTED]さんへの自己用住宅敷地にするための申請です。生活排水は、公共下水道に流します。雨水は申請地の西側に道路側溝を新設し南側に流します。

周囲も住宅が多く、特に問題ないと思われます。

ご審議、よろしくをお願いいたします。

事務局
(芝崎)

今回、初めての会議の方もおりますので、補足させていただきます。

1番の案件をご覧ください。

備考の欄に農用地区域除外承認日とありますが、農用地区域の説明になりますが、いわゆる青地で農業以外の利用ができないことになります。

青地から白地に除外するのは、大変厳しい要件が必要となりますが、場所によっては可能となる場合があります。

除外の申請は3月と8月で、年2回あります。

この申請により、除外が決定された日となっております。

その後、転用許可申請を行い事務所倉庫敷地等に利用されこととなります。

次に備考欄に第2種農地とありますが、農地区分について説明いたします。農地区分には、第1種、第2種、第3種農地があります。

第1種住居地域とか用途地域場合は比較的容易に転用ができます。これが第3種農地で、原則として転用可能となります。

第2種農地の場合も転用は可能となりますが、この場所以外に候補地がない等の要件が必要となっております。

次に第1種農地については、10ヘクタール以上の集団的な農地で、原則として転用できないという事になります。ただ、例外もございますので、条件が合致しておれば転用が可能となる場合があります。

1番の豊沢の案件になりますが、図面上は集団的に広がっているように見えますが、周辺の一部は山林となっており、10ヘクタール以上の広がりはありませんので、第2種農地となります。

続きまして4番をご覧ください。

広岡になりますが、こちらは第1種農地となっております。

第1種農地は、原則として農地転用はできませんが、例外のなかで自己用住宅等、集落に接続してする場合については、にじみだしとして転用が可能となる場合があります。

続きまして7番の案件です。

こちらと同じく除外申請を行い転用申請された場所になります。

この場所は、10ヘクタール以上の広がる農地になりますが、街区といいまして、四方が道で囲まれている場所は、囲まれた中の宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合は、第3種農地となります。

従いまして、除外後、事業所敷地としての転用申請となっております。

最後に10番になります。

こちらは10ヘクタール以上の第1種農地となっており、既存の住宅の敷地拡張ということになります。

第1種農地の例外になりますが、現敷地面積の2分の1を超えない範囲で敷地拡張が可能となっております。

以上、4つの案件について補足させていただきます。

会長

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

= 質疑・応答 =

会長

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第32号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。

よって議第32号については、承認することに決しました。

事務局
(川村)

非農地証明について説明をさせていただきます。

非農地証明制度でございますが、昭和58年4月より一定の条件の下で農業委員会が認めた場合、非農地証明書を交付する事業でございます。

一定の条件といたしましては、一つ目は、形状が10年以上、山林として景観が認められる農地であること。二つ目は、建築物等が設置され、建築後10年以上経過しており、農地の復元は容易でないこと。三つ目は、道路敷として利用されている農地で、住宅への進入路等、その他日常生活上必要不可欠ものとして利用されており、かつ10年以上経過しており、農地の復元が容易でないと認められるもの。そのほかには、自然災害により、農地が流出、埋没等したことにより、農地への復元が容易でないと認められるものとなっております。

次に「議第33号 非農地証明の交付についてを議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

それでは、8ページをご覧ください。議第33号「非農地証明の交付について」。非農地証明について下記のとおり申請がありましたので、審議を求めます。

【1】

堀越[]、畑、[]m²、ほか5筆、計[]m²につきましては、[]が、先代以前より宅地として利用されており、昭和45年に建築された農家住宅や住宅までの進入路等として今日まで使用されておりこの度、農地転用の手続きが必要であることが判明したため、申請するものです。

【2】

徳光[]、田、[]m²につきましては、[]が、先々代が昭和8年に取得し宅地として利用し、昭和29年に長屋住宅が建築され今日まで使用されておりこの度、農地転用の手続きが必要であることが判明したため、申請するものです。

以上、計2件、田、84m²、畑、223.61m²でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

永井委員

1番の説明をいたします。

申請地は、堀越です。東名インター通り線[]の東で、[]の西方向になります。

農家住宅として使用することになりますが、申請者の[]さんの[]先代以前から使用していた場所で、細かい経緯はわかっておりませんが、農家住宅として利用しております。周りの方からも了承されていることですので、問題ないと思われます。

岩井委員

2番の説明をいたします。

申請地は、東名インターの北側になりまして、[]でございます。申請者の[]さんの先々代が昭和29年に長屋住宅を建築しまして、今日まで宅地として利用されており、この度、農地であることが判明したため、申請するものであります。

長屋住宅が建てられており、建築も20年以上経過しておりまして、農地への復元が容易でないと認められます。

申請地周辺は、宅地に囲まれており、周辺農地への影響はないと思われます。問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第33号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＝ 異議なしの発言 ＝

会長

ご異議なしと認めます。
よって議第33号については、承認することに決しました。

次に、「議第34号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局 議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

議題34号 農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

令和5年8月17日公告予定の農用地利用集積計画総括表でございます。

今回の利用権設定面積等の合計は、表の一番右下の欄ですが、約14ヘクタールでございます。

それでは、議案を読み上げます。

それでは資料の10ページをご覧ください。

利用権各筆明細（一般）新規3年（令和5年9月1日～令和8年8月31日）令和5年8月17日公告。

【1】

豊沢、畑、 m^2 、貸主、借主、桃、マカダミアナッツ、金納、外15筆
11ページをご覧ください。

合計16筆、11,772 m^2 、貸主7人、借主7人でございます。

12ページをご覧ください。

利用権各筆明細、一般、再設定3年、令和5年9月1日～令和8年8月31日令和5年8月17日公告。

【1】

木原、田、 m^2 、貸主、借主、
、水稻、外15筆

13ページをご覧ください。

合計16筆、9,662.91 m^2 、貸主7人、借主5人でございます。

14ページをご覧ください。

利用権各筆明細、一般、新規6年、令和5年9月1日～令和11年8月31日、令和5年8月17日公告。

【1】

深見 [REDACTED]、田、 [REDACTED] m²、貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]
水稻、金納、 [REDACTED]、外39筆
17ページをご覧ください。
合計40筆、23,785m²、貸主15人、借主7人でございます。

18ページをご覧ください。
利用権各筆明細、一般、再設定6年、令和5年9月1日～令和11年8月31日、令和5年8月17日公告。

【1】
宇刈 [REDACTED]、田、 [REDACTED] m²、貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]、水稻、 [REDACTED]、外8筆
合計9筆、11,983m²、貸主5人、借主3人

19ページをご覧ください。
利用権各筆明細、一般、新規10年、令和5年9月1日～令和15年8月31日、令和5年8月17日公告。

【1】
川井 [REDACTED]、田、 [REDACTED] m²、貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]、水稻、金納 [REDACTED] 外48筆
22ページをご覧ください。
合計49筆、48,029m²、貸主26人、借主15人でございます。

23ページをご覧ください。
利用権各筆明細、一般、再設定10年、令和5年9月1日～令和15年8月31日、令和5年8月17日公告。

【1】木原 [REDACTED]、田、 [REDACTED] m²、貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]、水稻、金納、 [REDACTED]、外15筆
24ページをご覧ください。
合計16筆、9,128 m²、貸主6人、借主5人でございます。

25ページをご覧ください。
利用権各筆明細、中間管理機構、新規2年9ヶ月 一括方式、令和5年9月1日～令和8年5月31日、令和5年8月17日公告。

【1】国本 [REDACTED]、畑、 [REDACTED] m²、貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]、レタス、金納 [REDACTED] 外9筆
合計10筆、11,209m²、貸主5人、借主1人でございます。

26ページをご覧ください。
利用権各筆明細、中間管理機構、新規10年 一括方式、令和5年9月1日～令和15年8月31日、令和5年8月17日公告。

【1】中 [REDACTED]、田、 [REDACTED] m²、貸主、 [REDACTED]、借主、 [REDACTED]、水稻、 [REDACTED] 外16筆
合計17筆、8,343 m²、貸主10人、借主6人でございます。

28ページをご覧ください。

所有権移転各筆明細 令和5年8月17日公告。

【1】中新田■■■■、田、■■■■㎡、渡人、■■■■、受人、■■■■、水稻、対価■■■■ 外1筆

合計2筆、5,672㎡、売り手2人、買い手2人でございます。

ここで、補足説明いたします。

まず、新規3年の案件につきまして、10ページ1番から3番の■■■■さんですが、露地で桃の栽培、ビニールハウスを建てて、マカダミアナッツを栽培していく計画となっております。■■■■さんは、現在、掛川市の親戚の土地を借りて桃の木とマカダミアナッツ等を栽培しておりましたが、移転するための土地を探していると市へ相談がございました。前任の袋井南地区担当の松田委員と松井委員へ市から相談したところ、貸主である■■■■さんが農地を手放したいという話があり、今回■■■■さんが借りて耕作をする次第となりました。現在借りているところでの栽培経験は8年ほどで、■■■■さん側も売りたい意向があるため、将来的には、農地法3条での所有権移転も行っていく可能性はございます。

また、10ページ12番から11ページ16番の■■■■さんですが、現在、申請地は不耕作地となっておりますが、利用権設定後、農地として復元し、ドクダミを栽培する計画となっております。また、将来的に農地の上部で太陽光発電を行う営農型太陽光を行う計画となっております。

先日、松原で営農型太陽光の許可をとり、松原の農地では、ドクダミの植付を9月10月に行う計画となっております。今回村松の農地につきましても、ドクダミの栽培をするため申請がございました。松原の農地のドクダミ栽培が始まっていないこともあり、今回追加で9月までに植え付けを行う確約書を提出していただいております。今後も、引き続き現場確認し、植え付けが行われていなければ、解約していただく等の指導を行ってまいりたいと思います。

新規6年の案件につきまして、補足説明いたします。

15ページ26番から16ページ33番の■■■■さんですが、

現在、申請地の隣接地で■■■■地域住民が交流できる施設を運営している方でございます。

今回、■■■■さんが農地を借りて季節野菜を栽培しながら、地域の希望者の方が栽培・収穫体験を行う体験農園として、利用していく計画となっております。

新規10年につきまして、補足説明いたします。

21ページ28番の■■■■さんの案件ですが、借賃が■■■■となっておりますが、ビニールハウス4棟を含んだ金額となっております。

また、21ページ33番の両角章さんですが、今回認定新規就農者の申請も同時に行っており、■■■■土地を借りてトマトを栽培する計画となっております。

ります。

25ページの中間管理機構2年9ヶ月一括方式について、補足説明いたします。

期間が2年9ヶ月になっておりますが、周辺で借り受けております終了時期に合わせたもので、機構とも調整済みです。

中間管理新規10年一括方式について補足説明いたします。

26ページ1番から12番の案件につきましては、今年度、市及び県の補助金を活用して荒廃農地の解消事業を行うものです。

解消後については、■■■■■さんは水稻、■■■■■さんは牧草、■■■■■さんはネギを栽培する計画となっております。

要件：所有権の移転、農地中間管理事業によって権利移転した農地、農業振興地域の農用地区域、かつ地域計画の区域内であること、総事業費が200万円未満であること、事業実施後5年間以上耕作することとなっております。

28ページの所有権移転について補足説明させていただきます。

今回、農地法第3条ではなく、農業経営基盤強化促進法による所有権移転を行いたいということで申請されております。

農業経営基盤強化促進法による所有権移転は、認定農業者であること、農用地区域内農地であることが主な要件となっております。

1番の譲受人の■■■■■さんは、県広域の認定農業者の水稻農家であり、地域で水稻を■■■■■営農しており、今回の対象農地につきましても、現在、■■■■■さんが耕作されており、購入後も引き続き耕作していきます。

2番の譲受人の■■■■■さんは、袋井市認定農業者の水稻農家であり、浅羽南地域を中心に水稻を■■■■■営農しており、今回の対象農地につきましても、現在、■■■■■さんが耕作されており、購入後も引き続き耕作していきます。

以上でございます。

次に、所有権移転の案件について、担当農業委員の説明をお願いします。

安間委員

所有権移転について、ご説明いたします。

1番の■■■■■さんから■■■■■さんへの所有権移転ですが、■■■■■さんは、相続により取得し、今後も農業を営むことはないということで、現在耕作している■■■■■さんへ所有権移転することになりました。

2番ですが、■■■■■さんから■■■■■さんへの所有権移転です。

こちらも1番と同様、相続により取得した農地で、今後も農業を営むことはないということで、現在耕作している■■■■■さんへの所有権移転ということになりました。

会長

事務局、担当農業委員の説明が終わりましたので、ここで8月3日に開催された農用地利用調整会議の結果について、古川委員長から報告をお願いします。

古川委員長

8月3日、教育会館に置きまして、第2回農用地利用調整会議を開催いたしました。

事務局からお話がありましたように、それぞれの利用権の案件を審議いたしました。毎回出てくる営農型太陽光発電ですが、これはしっかりみていく必要があると思われます。将来、営農型太陽光発電を行っていくのであれば、下部の耕作もしっかりやっていただきたいと思います。

ほかは別段、異論はございませんでしたので、審議の結果、許可相当と思われます。

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第34号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。

よって議第34号については、承認することに決しました。

事務局
(浜本)

次に、日程第3、

「報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」事務局から報告をお願いします。

それでは、30ページをご覧ください。

報第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

豊沢、畑、 m^2
、転用目的、ほか4件
計5件、 m^2 でございます。

以上でございます。

会長

次に、日程第4、

「袋井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

て事務局から説明をお願いします。

事務局

= 事務局説明 =

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

安間委員

新規就農者は5年で300万円となっているが、現実離れしていませんか。

事務局
(松家)

次回の改定の際には、妥当性も検討してまいります。

会長

今まで行ってきた利用権設定、農協が行ってきた円滑化事業が廃止され農地中間管理事業へ統合されていくこととなります。

農業者が減少していくなか、構想を定めることで、どのような意味があるのか教えてもらいたいです。

事務局
(荒浪)

先人の活動により、高い集積率を誇っております。

今後、担い手の育成や効率的な農業経営を行うため、基盤整備や水田の畦畔除去し、集積・集約を行っていくことが重要です。

今後、補助金を活用するなど、支援したいと思います。

事務局
(松家)

新規就農者については、県の補助等で支援をしているが、今後、市においても具体的な取り組みを検討してまいります。

会長

そのほか、質問はありませんか。

質問もないようですので、次回の総会において改めて協議し、採決を行うことといたします。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人